

## 県民意見の募集について

計画等の案の名称	伊豆中南部地域半島振興計画（案）
意見募集の趣旨	<p>半島振興法が令和7年3月26日に一部改正され、適用期限が延長されたことに伴い、県では、令和7年度からおおむね10年間を計画期間とする新たな伊豆中南部地域半島振興計画（第5次計画）を策定します。</p> <p>この計画は、本年7月に策定された国の「半島振興基本方針」に基づき、伊豆中南部地域の現状や能登半島地震で明らかになった半島地域特有の課題を踏まえ、半島地域の振興に向けた施策を記載するものです。</p> <p>半島振興計画をより実効性の高いものとし、伊豆中南部地域の更なる活性化を図るため、県民の皆様から広く意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和7年12月15日（月）から 令和8年1月8日（木）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を必ず明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒 420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 総務部地域振興課（県庁東館6階）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-271-5494</p> <p>3 電子メールの場合 chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	総務部 地域振興課 電話番号 054-221-2220
備考	いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページにおいてお示します。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。